

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 491 号）

〔広聴相談カード文書部分公開決定審査請求事案 2〕

（答申日：令和 8 年 3 月 26 日）

第一 審査会の結論

大阪府警察本部長が行った部分公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和 4 年 3 月 31 日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

広聴相談カードのうち申出内容が府警職員の喫煙に係るもの（2018 年 1 月 1 日より 2019 年 3 月 31 日までの期間）

広聴相談カードの年間件数が分かる文書（平成 30 年度以降）

- 2 実施機関は、令和 4 年 4 月 14 日付けで、決定期間の延長を通知し、令和 4 年 4 月 26 日付けで条例第 13 条第 1 項の規定により、広聴相談カードのうち申出内容が府警職員の喫煙に係るもの（2018 年 1 月 1 日より 2019 年 3 月 31 日までの期間）部分の請求に対応する行政文書として、

・広聴相談カード（計 19 件）

（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件対象文書のうち、（1）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、（2）のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

（1）公開しないことと決定した部分

ア 警察電話番号

イ 連絡調整に関する事項

ウ 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影

エ 申出者の住所欄、職業欄、氏名欄、性別欄、生年月日欄、電話（携帯電話番号を含む。）欄、備考欄、処理状況の回答欄、IP アドレス欄、過去の申出状況欄、メールアドレス及び申出者等を特定し得る部分

オ 関係者の住所欄、職業欄、氏名欄、性別欄、生年月日欄、電話（携帯電話番号を含む。）欄、備考欄

カ 申出の受理態様及び申出種別がわかる部分

キ 申出者の申出内容、申出内容に対する具体的な措置・処理がわかる部分及びこれを特定し得る部分

ク 一部の件名

ケ 担当係名

(2) 公開しない理由

ア 警察電話番号

イ 連絡調整に関する事項

条例第8条第2項第1号に該当する。

本件対象文書（非公開部分）には、警察電話番号等が記録されており、これは警察の連絡調整事務等に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当する。

ウ 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影

条例第8条第2項第3号に該当する。

本件対象文書（非公開部分）には、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名等が記載されており、これを公にすることにより、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある。

エ 申出者の住所欄、職業欄、氏名欄、性別欄、生年月日欄、電話（携帯電話番号を含む。）欄、備考欄、処理状況の回答欄、IPアドレス欄、過去の申出状況欄、メールアドレス及び申出者等を特定し得る部分

オ 関係者の住所欄、職業欄、氏名欄、性別欄、生年月日欄、電話（携帯電話番号を含む。）欄、備考欄

カ 申出の受理態様及び申出種別がわかる部分

条例第9条第1号に該当する。

本件対象文書（非公開部分）には、申出者の住所欄等が記録されており、これらは、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

キ 申出者の申出内容、申出内容に対する具体的な措置・処理がわかる部分及びこれを特定し得る部分

ク 一部の件名

(ア) 条例第8条第2項第1号に該当する。

本件対象文書（非公開部分）には、申出者の申出内容等が記録されており、これらの情報は、府民から警察に対して申し立てる上で、他に公表されない事が前提となっているものであり、公にすることにより広聴相談制度に対する府民の信頼が損なわれ、府民の自由な申し立てが期待できなくなる等、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当する。

(イ) 条例第9条第1号に該当する。

本件対象文書（非公開部分）には、申出者の申出内容等が記録されており、これらは、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

ケ 担当係名

(ア) 条例第8条第2項第1号に該当する。

本件対象文書（非公開部分）には、担当係名が記録されており、これらは警察が行う捜査等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当する。

(イ) 条例第8条第2項第2号に該当する。

本件対象文書（非公開部分）には、担当係名が記録されており、これらは犯罪の予防、鎮圧に関する手法、体制、方針等に関する情報であって、公にすることにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

3 令和4年7月19日付けで、審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

申出者の申出内容、申出内容に対する具体的な措置・処理がわかる部分及びこれを特定し得る部分及び一部の件名の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書における主張

申出者の申出内容等の情報は、府民から警察に対して申し立てる上で、他に公表されないことが前提となっているとはいえない。したがって、公にしたとしても広聴相談制度に対する府民の信頼が損なわれることもないため、条例第8条第2項第1号及び条例第8条第1項第4号のいずれにも該当しない。

申出者の申出内容等が府警職員の喫煙に係るものであることからすると、これらは、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であるとはいえない。条例第9条第1号に該当しない。

第五 実施機関の主張要旨

1 弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

(2) 本件処分の理由等

ア 本件審査請求の対象情報について

本件処分において公開しないことと決定した部分は、前記第二の2の(1)に記載したとおりであるが、本件審査請求の趣旨は、「申出者の申出内容、申出内容に対する具体的な措置・処理がわかる部分及びこれを特定し得る部分及び一部の件名の公開を求める。」とな

っている。

よって、本件処分のうち、審査請求人が公開を求める部分に対する「申出者の申出内容、申出内容に対する具体的な措置・処理がわかる部分及びこれを特定し得る部分」（以下「本件対象情報」という。）を公開しないことと決定した理由について弁明するものとする。

イ 本件処分の妥当性等について

（ア）本件対象文書の性質について

本件対象文書である「広聴相談カード」は、府民が警察に対して申し出を行った、警察広聴（警察活動に関する要望、意見、感謝、激励、苦情、情報等の申出をいう。）及び警察相談（安全で平穏な生活を営む上での障害又は生活の安全に関する問題について、警察にその解決等を求める申出をいう。）に係る事案（以下「広聴相談事案」という。）の申出を受理したときにその内容等を記載する行政文書である。

広聴相談事案の性質上、府民からの相談、申出に関する情報は、府民から警察に対して申し立てる上で、他に公表されないことが前提となっており、相談申出者や相談内容等については、保秘の厳守が求められている。これは、府民が相談又は申出した内容を情報公開請求によって公にすれば、広聴相談制度に対する府民の信頼が損なわれ、府民の自由な申立てが期待できなくなるおそれがあるからである。また、情報公開請求の内容によっては、その存否を答えることによって、広聴相談事案に関わる個人が特定される場合もあり得ることから、その取扱いには細心の注意を払う必要がある。

（イ）本件処分の妥当性について

実施機関が行う広聴相談制度は、前述のとおり、他に公表されないことが前提となっているもので、申出者の具体的な申出内容が公開される場合があるということになれば、申出者が警察に申出することを躊躇したり、申出自体を諦めるなど、府民の自由な申立てが期待できなくなるおそれがあり、広聴相談業務の目的が達成できなくなるおそれがある。

よって、実施機関は、本件対象情報を公開することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第1項第4号に該当する情報であって、条例第8条第2項第1号に該当するため、非公開としたものである。

また、申出内容は府警職員の喫煙に係るものではあるが、これは、申出者がその府警職員の喫煙行為にどのように関わり、府警への申出に至ったかという、申出者のプライバシーに関する情報でもあり、さらに、申出内容を公にすることにより、その申出内容から申出者が特定されるおそれがある。加えて、申出内容に対する具体的な措置・処理がわかる部分及びこれを特定し得る部分は、公にすることにより、申出内容が推測され得る情報である。よって、本件対象情報は、特定の個人が識別され得る情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるから、条例第9条第1号に該当する情報として非公開としたものである。

したがって、条例に基づき行われた本件処分は妥当である。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、「申出者の申出内容等の情報は、府民から警察に対して申し立てる上で、

他に公表されないことが前提となっているとはいえない。したがって、公にしたとしても広聴相談制度に対する府民の信頼が損なわれることもないため、条例第8条第2項第1号及び条例第8条第1項第4号のいずれにも該当しない。申出者の申出内容等が府警職員の喫煙に係るものであることからすると、これらは、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であるとはいえない。条例第9条第1号に該当しない。」と主張するが、本件処分は前記のとおり適正に行われたものであることから、審査請求人の主張は認められない。

2 実施機関説明における主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 警察が行う広聴相談業務は、「大阪府警察広聴相談規程（平成13年大阪府警察本部訓令第21号）」（以下「相談規程」という。）に基づき運用されており、相談規程第26条は、「広聴相談事案の処理に関して知り得た内容については、保秘を厳守するとともに、申出者及び関係者の名誉、信用又は社会的地位を傷つけるような不用意な言動をしないこと。」として、申出者及び関係者のプライバシー等の権利利益を特に保護すべきと明記しており、広聴相談事案を適切に処理するためには、警察と申出者等との信頼関係が不可欠であると規定している。
- (2) この相談規程をもとに、府民からの申出内容については、他に公表しないことを前提とした取扱いをしている。
- (3) 仮に府民の申出内容が部分的にも公表されるとなれば、関係者からの逆恨みや報復を恐れ、申出自体を躊躇するおそれがある。また、申出内容の探索的な情報公開請求を行うことにより、相談者自身が特定されるおそれもある。そのような状況となれば結果として府民が警察への率直な申出を躊躇することになり、広聴相談業務の適切な運用ができなくなる。
- (4) よって審査請求人が公開を求めている本件対象情報を公開すると、府民との信頼関係が築けなくなり、警察が行う広聴相談業務の適切な運用が妨げられ、また、申出内容等から申出者が特定されるおそれがあることから、条例第8条第2項第1号及び同条第1項第4号並びに条例第9条第1号に該当する情報として非公開としたものである。

第六 諮問機関の主張要旨

諮問機関の理由説明書における主張は、次のとおりである。

審査請求人が令和4年7月19日付けで提起した、条例第13条第1項の規定に基づく実施機関の本件処分に対する本件審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮問機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る行政文書の本件処分は条例に基づき適正に行われており、妥当であると考えている。

第七 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによ

って府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件処分に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件係争部分について

本件請求人は審査請求書において「申出者の申出内容、申出内容に関する具体的な措置・処理がわかる部分及びこれを特定し得る部分及び一部の件名の公開を求める。」との具体的な非公開部分の公開を主張していることから、本件対象文書内の非公開部分である本件対象情報について、以下検討する。

(2) 条例第8条第2項第1号で規定する条例第8条第1項第4号について

ア 条例第8条第2項第1号で規定する条例第8条第1項第4号について

条例第8条第2項第1号は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定め、同条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができると規定しており、本件処分において実施機関は、条例第8条第1項第4号に該当するものとして本号を適用している。

条例第8条第1項第4号は、府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものについては公開しないことができる旨を定めている。

イ 条例第8条第2項第1号で規定する条例第8条第1項第4号該当性について

本件対象情報には、府民から警察に寄せられた、警察職員の喫煙に関する申出内容及びその申出内容に関する具体的な措置等の記載がされている。

府民からの申出は、申出の制度上、府民が自らの申出内容を公にされることを心配せずに安心して申し出ることが重要であると考えられる。

申出内容や申出内容に関する具体的な措置等の部分の一部でも公開されると、申出をした府民からの信頼を損ない、今後府警に対して率直な申出を躊躇する可能性があり、府民から忌憚ない意見等を受け付けている、広聴相談業務の事務の公正かつ適切な執行に著し

い支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、実施機関が本件対象情報を条例第8条第2項第1号及び条例第8条第1項第4号に該当するとした判断は妥当である。

(3) 条例第9条第1号について

ア 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則とし、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨定めている。条例第9条第1号は、これらの規定を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めている。

同号は、

(ア) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、

(イ) 特定の個人が識別され得るもののうち、

(ウ) 一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる

又は

(エ) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

が記録されている行政文書を公開してはならないと定めている。

イ 条例第9条第1号該当性について

本件対象情報は、特定の個人がその私生活上において体験し感じた内容を警察に相談した情報であり、特定の個人が識別され得る可能性がある情報と言える。

また、警察に申出や相談をしたという事実は、その内容如何を問わず、一般に他人に知られたいと望むことが一般的に正当であると認められる。

よって実施機関が本件対象情報を条例第9条第1号に該当するとした判断は妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子